

(総務委員会)

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を引き続き講ずることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限(平成十八年五月三十一日まで)を平成二十三年五月三十一日まで五年間延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。